

# ○大洲市人権尊重のまちづくり条例

平成17年1月11日  
大洲市条例第3号

## (目的)

第1条 この条例は、大洲市の人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、すべての人権問題解決のため、施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりに努めなければならない。

## (市民の責務)

第3条 市民は、相互に人権を尊重し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (施策の推進)

第4条 市は、人権問題の解決を図るため、国、県及び関係機関との連携を図り、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

## (基本施策)

第5条 市は、基本となる人権施策として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 人権教育の推進及び人権啓発に関すること。
- (2) 人権問題に関する相談に関すること。
- (3) 人権問題の調査研究に関すること。
- (4) 人権施策を効率的に実施するための推進体制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要なこと。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。